

議事日程(第2号)

平成22年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第32号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第33号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第34号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第35号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第5 議案第36号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 議案第37号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第38号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第8 議案第39号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第9 議案第40号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第33号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第34号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第35号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第5 議案第36号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 議案第37号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第38号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第8 議案第39号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第9 議案第40号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
-

出席議員(16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 緒方 直樹君 | 2番 黒木 正建君 |
| 3番 池田 堯君 | 5番 水町 茂君 |
| 6番 大庭 隆昭君 | 7番 柏木 忠典君 |
| 8番 矢野 友子君 | 10番 岩崎 信也君 |
| 11番 八代 輝幸君 | 12番 徳久 信義君 |
| 13番 中村 末子君 | 14番 春成 勇君 |

15番 永谷 政幸君

16番 時任 伸一君

17番 山本 隆俊君

18番 後藤 隆夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	原田 博樹君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	森 俊彦君
教育総務課長	黒水日出夫君	社会教育課長	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第32号

日程第2. 議案第33号

日程第3. 議案第34号

日程第4. 議案第35号

日程第5. 議案第36号

日程第6. 議案第37号

日程第7. 議案第38号

日程第8. 議案第39号

日程第9. 議案第40号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、育児や介護をする立場の職員の時間外を制限するものでありますけれども、具体的にどのような活用が図られると考えていらっしゃるのでしょうか。

男性の場合、非常にこういった休暇をとるということは、制限するというのは非常に難しいと考えますけれども、周知徹底、活用をどのように図られるおつもりなのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。制度の詳細な説明及び運用について担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。小学校就学の時期に達するまでの子のある職員が、職員の子を養育するため、この条例に基づき請求した場合は、特別な場合を除き、1月に24時間、1年間につき150時間を超えた時間外勤務をさせてはならないこととなります。

また、3歳に満たない子を養育する職員が本条例に基づき請求を行った場合は、前項同様の例外を除き、時間外勤務をさせてはならないこととなります。3歳未満の子を持つ職員の時間外を制限することにより、子供と接する時間や食事の団らんを囲む時間が確保できることにより、明るい家庭が築かれ、弱者に対して優しい職員が形成できると考えます。

制度の活用の周知につきましては、課長会等において管理職に認識させるとともに、庁内のグループウェア等を活用し、3歳未満の子供を持つ職員に、時間外をさせないように努めていきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第33号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。共働き世帯ではありがたいことだと思うんですけども、現実的に見て、制度活用ができる体制が本当にあるのかどうか、懸念をされる所々であります。また、家族関係がそういった形で構築されているのかどうか、どういうふうにお考えになってこの条例を提案されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。この法律改正の背景といたしましては、勤労者世帯の半数が共働き世帯となっている中で、女性だけではなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことの環境づくりが求められていることがあります。

また、男性の約3割が育児休業をとりたいと考えているとのアンケートの結果もありま

すが、実際の取得率は1.56%で、男性が子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準となっている状況を踏まえての改正と考えております。

こうした時代背景は理解できるものの、昨今の疲弊した地方の経済状況や公務員に対する住民の厳しい目などを勘案すると、なかなか男性職員が育児休業を取得する状況は厳しいのではないかと考えております。

また、それぞれの家庭関係が良好に構築されているかとの御質問につきましては、職員それぞれのプライベートの問題もありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第34号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。代休時間を例えば組合活動などの時間に充てても問題がないようにするためであると考えられるんですけども、一般住民には仕事なのか代休なのか判断ができかねると思います。したがって、運用するに当たっては、事前の届け出なのか、終わってからの届け出なのか、運用するための判断基準についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。制度の詳細な説明及び運用についての説明を担当課長より答弁させます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。時間外勤務代休時間制度は、月60時間を超える時間外勤務を行った場合、時間外勤務代休時間として休暇がとれる制度です。

制度の運用に当たりましては、管理者が代休時間、代休日を前もって指定することになりますので、適正な運用を図っていきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第35号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。地方税法の改正などに伴う文言の整理を含めての改正提案とのことだったんですけども、この改正によって税収の変化はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。この改正による税収の見込みについて、担当課長より答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。今回の条例改正中、上位法等の改正に伴う条文の修正とか文言の整理等の部分による町税収への変化を与えられるものはございません。ただ、そのほかの条例改正中による税収への影響ですけれども、たばこ税率の引き上げによる税収の増、これはもう今年度の予算で既に見越して反映をさせてもらっております。

それから、24年度からの扶養控除等の改正、特に年少扶養控除の廃止なんですけれども、これは現在扶養所得控除額が、扶養数1人当たり住民税で33万円になっておりますから、その分減になるわけですから当然課税標準額は上がる。単純に考えましても、10%の税率と考えましても、今現在16歳未満の方が3,200人ほどいらっしゃいます。すべての方が扶養されている、控除対象になるということでもないんですけれども、相当数の大きな税収の増になるというものは推測されると思います。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第36号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。非自発的の要項については、今回の口蹄疫問題についても加味されるのか、考えられていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。この改正による措置の対象となられる方について、担当課長より答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。今回の改正ですけれども、そもそも今回のこの措置は、非自発的な理由により離職した一定の者、つまりここで言います特定対象被保険者等というふうに呼ばせてもらいますが、これに該当する方であれば、すべての方を対象とするという地方税法の改正にあわせて、この条例を改正するものでございます。ですから、今回のこの口蹄疫問題があったがために改正するというものではございませんので、もちろん御質疑があります口蹄疫蔓延による被害を受けられた方のうち、当然この特例対象被保険者等に該当する方であれば、当然にこの制度の該当者になるということでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を

行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。常任委員会での審査がありますので、口蹄疫の問題について、この予算のうち、どれぐらいが国から補てんされると考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、東小の雨漏りに関して、事前調査を行われたんですけれども、どのような調査方法だったのか、なぜそのときにわからなかったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。この予算に対する財源の見込みについて、担当課長より答弁をいただきます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。口蹄疫対策特別措置法が施行されたことに伴いまして、口蹄疫対策に係る経費につきましては、全額国費で負担することとされておりまして、県及び市町村の要した経費につきましては、国の一般会計の予備費と特別交付税で措置されることとなっております。

今のところ特別交付税に算入される基礎数値等が明確に示されておりませんが、対策にかかりました経費につきましては、本年度の特別交付税で措置されるものと考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。東小学校の校舎の雨漏りの調査の方法でございますが、目視による調査方法でございます。特別に業者に依頼しての専門的調査は実施いたしておりません。当時の目視による調査では雨漏りはありませんでしたので、東小学校のこの棟については次回に回すということで検討いたしております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。13番議員から質問がございましたけれども、畜産業費についてお伺いしたいと思いますけれども。なお、直接予算計上されておられませんけれども、お伺いをしてみたいと思います。

まず、畜産業費でございますけれども、すべてが口蹄疫に係る予算だと思いますけれども、財源のところが全額一般財源として計上されておりますので、今のお答えがあったんですけれども、措置法として特別交付税で交付されるというようなことも答弁ございましたけれども、私も疑患畜以外についても実施してきたものについては、国が全額見ますということをもう閣議決定をしておりますので、国の支出金ですかね、交付金ですかね、ということで予算計上されていいんじゃないかなと思われましたので、お尋ねをしたいと思います。

それから、高鍋町への義援金ですかね、これが幾ら現在なっておるのか。それから、使途についてお伺いしたいと思います。それと、町単独、独自で口蹄疫に対する対策を考えておられるかどうかですかね、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、現段階における殺処分の状況ですね、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 大庭議員、ちょっと申し上げますが、殺処分については説明の中でまた詳細説明をさせていただくということによろしいでしょうか。

○6番（大庭 隆昭君） はい、いいです。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。町単独の支援はということでございますけど、今、国、県にいろいろ御相談いたしまして、町といたしましてもいろいろな支援策は考えていかなきゃならないかなと思っておりますが。まず、国、県に要望していろいろな関係市町村とともにやって進めていっておりますので、町単独の支援につきましては、まだ足りない分がどの辺にあるのかということわかりませんので、それをお願いをいたしまして、やっていただく中でまた考えていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、一般財源の御説明ですけど、これ13番議員にもお答えしましたとおり、口蹄疫対策に係る経費につきましては、国の一般会計予備費と特別交付税で措置されるとなっておりますが、今回の補正に関しましては、まだその財源の予算科目とかすべてそういう詳細が示されておきませんので、今回につきましては、町で算定しております必要経費をもうとにかく計上したと、で、結果的に一般財源になっているというところでございます。

続きまして、義援金等の関係ですけど、この義援金につきましては被害者個人に対しての善意ということで寄せられておきまして、この分を直接被害に遭われた農家へ配分するというようにしておきまして、あくまでもこの義援金につきましては、町が一時保管しているということになっております。

これにつきましては、町の地域防災計画におきましても、義援金につきましては、町の歳計外現金として収入し保管するというふうに規定をされておきまして、一応そういうことで歳入歳出予算には計上しないということにしておきまして。ちなみに、町の義援金の額でございますけども、これ先週金曜、6月18日現在でございますが、総額が1,390万4,582円となっております。

支給につきましては、一律10万円ということで83戸の農家に配付しておきまして、その合計ということで830万円を現在のところ支給をしております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。最初の予算計上の分については、13番の議員の質問にもお答えいただいたわけなんですけれども、当然かと思うんですけど、私が考えたのは国が全額補償する、足らん分は特別措置法で補てんするということをおっしゃるんですが、当初から国・県支出金で計上されてもよかったんじゃないかなちゅうような感じを受けましたので質疑をしたわけでございます。

それから、義援金の使途については、県の状況も今答弁ございましたように、そういった見解で直接そういった畜産農家に対して支援をするということをはっきり表明をされております。

ただ、県のほうに、これは6月11日現在ですけれども、11億2,157万7,740円を上回るような状況であるということですね。県のほうもそういった直接畜産農家に対して、何ちゅうか、義援金を募集したということで、それ以外には使わないというようなことを言っておるわけなんですけれども、その他の関係ですか、いろんな今商業関係とかいろんな運送とか、いろんな農業関係の以外の業者とか、そうした人たちが、これはちょっと不公平じゃないかちゅうようなことも耳にしとるんですね。で、県のほうにも直接そういう問題が上がっておるようです。そういうことで、ちょっとお伺いしたわけなんですけれども。さっき、町単独との関連もございまして、そのように考えておられるかなということでお伺いしたわけですね。結局、畜産農家に助成するということですね。

それから、町単独の支援策について金額に対して要望しておるということで、関係市町村との協議もしていきたいというようなことで、御答弁があったわけなんですけれども、私がちょっと考えたのは、西都市は出してますけど、中身を支給してますね。農家に対して何か一律5万円と飼料代を別途に予算計上されております。それで、私が感じたのは、いろんな畜産農家以外の方もいろんな犠牲ちゅうか、やはり生活ができないような状況にあると。特に運送業なんかは90%が停止らしいです。宮崎県のマークがついておれば、ナンバーがついておれば受け入れもできないというような状況にあるということですね。

それで、町としていろんな相談事は、県は設けておりますけど、町としてやっぱそういった相談の機関とかを設けてほしいなということでお伺いをしました。さっきも殺処分の問題についても、また委員会等でわかる程度でお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今回計上されておる経費は、疑似患畜にかかわる経費だと思いますが、今後ワクチン接種の殺処分ということになります。それにはどのくらい予算として予測される金額があるのか。それに伴いまして、現状においても本町においては埋設場所の問題で殺処分がおくれておりますが、ワクチン接種に係る家畜の殺処分に関して、埋設地の確保は十分なのか。はっきり言いまして共同埋設地にワクチン接種の家畜の埋設ができるのか、その点をまず伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。まず、その予算補正に組まれてる畜産業費の中身についてであります。これについては患畜分とワクチン分とを区分しているものではございません。いずれも対処できるような今後3カ月にわたっての対策費として組んでいただいております。

それから、埋設地の確保につきましては、基本的には各畜産農家が各農場の近くに用地

を確保するという基本的な姿勢を堅持をしておりますが、それぞれ排水、水がわき出したり、あるいは周辺の同意がとれなかったり等、諸事情がある場合がございます。そういう畜産農家に対する対処についても現時点におきましては、すべて対処できるだけの準備をしております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今の回答で見ると、今回補正されておるのは、確認ですが、ワクチン接種に関する埋設費用も含めた金額ということですね。時間外職員の手当等も1,500万円程度出ておりますが、これも今後ワクチン接種にかかわる経費を見込んでいってるとのことですね。現状においては、人夫賃が1,500万円、人件費が職員の時間外手当が1,500万円となっておりますが、どのくらいいっとるのか。

それと、共同埋設地十分ということですが、共同埋設地が何箇所あって、現在何頭分の埋設が行われて、今後行われるとするワクチン接種のやつが何頭おって十分なのか、その数字的なものちょっと教えてもらえますか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。この補正分の経費につきましては、5月の経費をほぼ3カ月分見込むというような形で上乘せをしております。現状の天候等によりましては、状態であれば、少なくとも今月中に片をつけたいと。残務処理等あっても来月ぐらいですから、必要十分の予算を確保していただいていると、私どもは考えております。

それから、共同埋設という言葉を高鍋町はまだ発しておりません。結果として共同埋設ということになるのかもしれませんが、現状では3箇所の用地を確保しております。これらをうまく使えば、先ほどお答え申し上げましたとおり、すべての町内の牛、豚の処分ができるものと考えております。

それから、現在処置が終わってない頭数につきましては、まとめをしておりますので、数字の。農場別に言いますと、1,316頭の一部、牛ですね、それから2,317頭の一部、それから3,957頭丸々というところが現在終わってません。それから豚の1戸が1,294頭ですけれども、これが終わっておりません。それから、332頭の牛が終わってません。今のものを足したものが現状、中途であつたり、終わってないものというところがございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。共同埋設地が一応3箇所ということでありまして、そこで、この埋設地はわざわざ行政が確保していただいたものと思っております。そこで県が、開発公社が、一応買い上げをしてということですので、埋設地をたくさんつくる必要はないと思うんですね。今後の環境対策面からしても、それであれば、この3箇所の共同埋設地を有効に使って処理すべきじゃと思います。金もかからんし、一応5年間はですね。それと、環境対策もなると思います。そこを十分考えられて、私は共同埋設地に今残っておる

ワクチン接種後の殺処分に対しても行うべきやと思いますが、町の方針は家伝法にのって自己責任という考え方もありましようけども、再度共同埋設地で足りない場合においては自己処理ということで、どういうふうに考えておられるか、再度伺います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。お言葉の、考え方が少しずれてる程度で、結果としては同様な方向になるというふうに考えているところでございます。

それから、用地は確保できましたとしても管理の問題がございます。

私どもの高鍋町の地勢的条件から考えますと、埋却用地の周辺に現に生活をしておられる住民の方が数多くいらっしゃる。それを管理するために、今言われております国の管理費では年間7,000円、3年間出しますということでございますが、10アール当たりですから、1回の草刈りをすると、7,000円ぐらいすぐなくなってしまうのではないかと思います。いろんな虫が出たり、ハエが出たりする可能性もございますし、草も年間に数回刈らないと適切な管理はできないというふうに考えます。そういう意味では、家畜を埋められた方々の責任はやはり全うしていただかなければならない。そういうことも考えますと、御自分の所有地にされるほうが、責任を全うする可能性が私どもは非常に高いと考えております。

ただ、やむなく共同埋設というような形になりましても、その責任について、全く行政は知らないというわけではありませんけれども、全うしていただきたいと、そのように考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第38号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほど議案第36号において、課長答弁から該当するであろうということでお答えをいただいたんですけども、今回の補正予算にはそれは計上できなかったとしても、これからかなり国民健康保険税が少なくなっていくのではないかとこのように考えたとき、どのような方向性を考えていらっしゃるのか。予算として、また途中でほかの予算が上がっていくと、保険税が上がっていくという状況になるのかどうかということも含めて、どのように検討されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。基本的には先ほど税務課長が答弁をした内容に沿って進めていくということになりますが、国保につきましては税収の落ち込みが懸念されるというのは当然考えられますが、これにつきましては補正の中でも若干出てまいりますけれども、21年度の繰り越し、それから基金積立金、こういうものが大体3億円ぐらいございますので、場合によってはそれを取り崩しながら手当てをしていくという

ことも考えられるというふうに思っています。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第39号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。還付財源としていたものを納付に充てるという説明があったんですけども、還付発生はもうないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。6月以降の還付が発生した場合にはどうなるのかということも含めての御質問だと思いますけれども、6月以降につきましても所得の修正申告ということが考えられまして、21年度以前の保険料還付が発生する場合がございます。そういう場合につきましては、22年度の歳出予算、当初予算で組んでおりますけれども、それで手当てをいたします。後日、その同額を県の広域連合に請求をして納付をしていただくという段取りになってまいります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。全体計画の見直しを行うということでしたけれども、その概要はどのようなものなんでしょうか。また、その計画概要は、町民の皆さんにはどのような周知徹底を図っていくおつもりなのかどうかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。現在の下水道事業につきましては、平成16年度に公共下水道事業計画の変更認可を受け、平成22年度を最終年度として事業を進めておりますが、事業費圧縮及び財政状況等により、認可期間を延伸しなければ、認可区域の事業を完了することができない状況になっております。このため、全体計画の見直しを行うものであります。

今回の全体見直しの概要につきましては、全体計画区域及び認可区域の変更を行う。認可期間の延伸と人口減少等による社会情勢の変化を踏まえた計画変更を行うものであります。また、変更した計画概要につきましては公告するとともに、広報紙等により町民の皆様へお知らせをしたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。なかなか町長答弁で見えてこない部分があるんですけども、平成22年度までに終わる予定だったということなんですけれども、確かに今町

の財政も非常に逼迫しておりますし、下水道工事そのものに、国の負担だけでなく、町も負担をしなければならないために、どうしても町財政から出すことができないということもその事情の中にはあるのではないかと思うんですけども、例えば住民に対する負担増がこれで私非常に懸念される部分があると思うんですね。だから、下水道事業において例えば合併浄化槽の負担などとあわせて負担率を上げていくという方向性を持ってらっしゃるのじゃないかということに危惧しているものですから、質疑を行ったわけなんです。だから、下水道の認可区域の皆さんから寄せられてる御意見は、またいろんな負担率、使用料含めてですね、負担率が上がっていくんじゃないかと非常に心配されているんですね。そうすると縛りがあって、なかなか工事が要するに水洗化が進んでいかないという状況にもなり得るんじゃないかなと思いますので、その辺はどういうふうに方向性をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。合併浄化槽の絡みと、それに負担金が上がっていくのではないかという、町民の方々の思っらっしゃることなんです。現在認可区域で事業を行っておりますが、平成21年度におきまして、191ヘクタールの整備が完了しております。また、平成22年度につきましては、約8ヘクタールを計画しているところでございますが、先ほど町長も答弁いたしましたように、この22年度、今の認可最終年度の22年度まででは終了することができないということで、今度の全体計画で、この22年度の認可期間を何年延長するのかということにつきまして、計画を立てていくわけなんですけども、そのあとの浄化槽につきましては、今回の事業認可期間の延伸を行い、その認可区域をすべて完了した後にどのように進めていくか検討していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第32号から議案第35号まで及び議案第37号、以上5件につきましてはお手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第35号まで及び議案第37号、以上5件につきましては各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。議案第36号及び議案第38号から議案第40号まで、以上4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号及び議案第38号から議案第40号まで、以上4件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで本日は散会をいたします。

なお、この後10時50分から特別委員会を開催をいたします。訂正をします。それでは、55分から開会をいたします。

午前10時45分散会
